租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

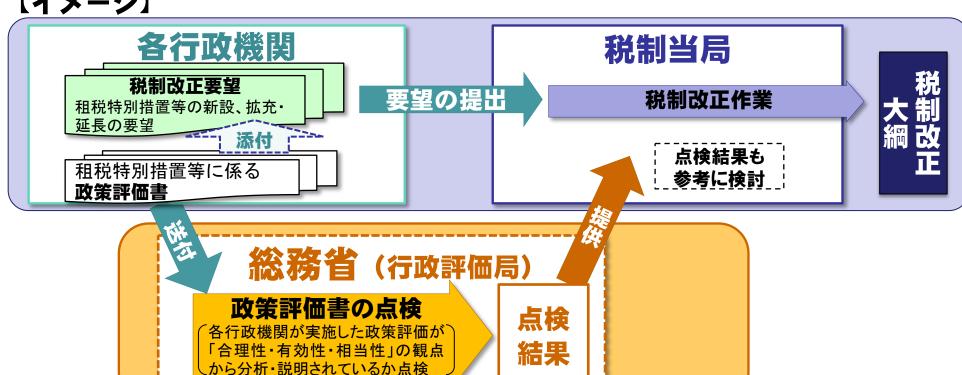
平成26年10月

総務省行政評価局

□ 点検の仕組み

- 租税特別措置等に係る政策評価[対象] 法人税(国税)、法人事業税(地方税)、法人住民税(地方税)等
- 各行政機関が評価 ⇒ 総務省が点検 ⇒ 点検結果を税制当局へ提供、各行政機関に通知・公表 「点検の観点〕 ① 背景にある政策の「合理性」
 - ② 政策目的に向けた手段としての「有効性」
 - ③ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」
 - (注) 租税特別措置等そのものの要否を判断しているものではない。

【イメージ】



🖵 点検結果(概要)

- 〇 平成27年度税制改正要望に際し実施された政策評価144件を点検。
- 〇 補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書の割合は30.6% (44件) と高くなってきており、評価書の記載内容が充実。
 - (注) 当該割合は、平成23年度は9.7%(16件)、24年度は20.2%(33件)、25年度は19.6%(44件)。
- 合理性及び相当性については、評価書及び補足説明において一定の内容をおおむね備えている 一方、有効性については、いまだ多くの評価書において分析・説明の内容に不十分な点があった。
 - (注) 補足説明を踏まえても不十分な点が残る評価書は、合理性で19件、有効性で100件、相当性で9件。

点検作業

有益な情報の提供 国民への説明責任の向上

当初の政策評価書

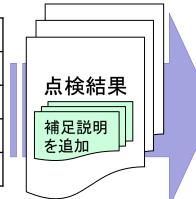
一定水準に達しているもの			11
分析・説明の内容が不十分			133
	うち	合理性	73
	うち	有効性	133
	うち	相当性	58

各行政機関補足説明

補足説明を踏まえた結果

一定水準に達しているもの			44
分析	析・説明の内容が不十分		
	うち	合理性	19
	うち	有効性	100
	うち	相当性	9

税制当局へ提供 各行政機関に通知・公表



- (注) 1 事項要求に係る評価で、詳細が記載されておらず、一定水準に達しているか否か判断できないものについては、分析・説明が不十分なものに分類。
 - 2 分析・説明の内容が不十分なものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上したため、合計は「分析・説明の内容が不十分」の件数に一致しない。

□ 有効性の分析・説明が不十分な例

1 過去の適用数等の実績把握

- 〇 平成25年度の評価から、過去の適用数等の実績把握に当たって、租特透明化法 (注) 及び地方税法 に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いることが可能となったところ。
 - (注) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
- 〇 しかし、一部の評価書では、適用数等の過去の実績が適切に把握されていない。(107件中20件)

指摘した主な課題

租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いておらず、その理由も明らかにされていない。(14件)

該当評価書:義務付け対象 《金融01、厚労09、厚労18、厚労22、農水06、経産15、国交14、環境04、環境07、環境08》 義務付け対象外《経産04、経産28、経産32、経産35》

適用数等の算定に用いた数値、計算式又はその根拠が明らかにされていない。(7件)

該当評価書:義務付け対象 《厚労15、厚労18、経産15、環境04》

義務付け対象外《経産02、経産04、経産27》

適用数等の過去の実績が把握されていない。(6件)

該当評価書:義務付け対象 《厚労05、厚労09、環境07、環境08》

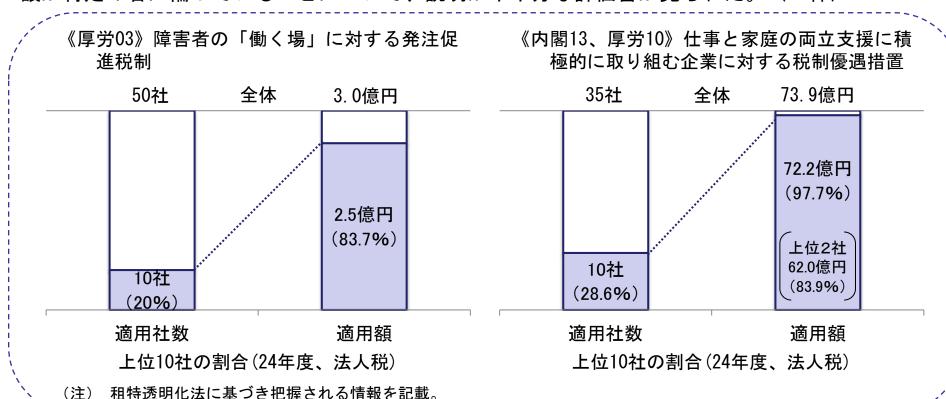
義務付け対象外《経産04、経産35》



適用数等は減収額や効果の算定に当たって基礎となるものであり、これらの評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要。

2 適用額の偏り

〇 不特定多数の適用を想定しながら、上位10社の適用額合計が8割を超え、租税特別措置等の適用額が特定の者に偏っていることについて、説明が不十分な評価書が見られた。(3件)





租税特別措置等は税負担の公平の原則の例外であることから、これらの評価書に係る租税特別措置等については、想定外に一部の企業のみが恩恵を受けていないか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要。

3 適用件数が少ない租税特別措置等の効果

〇 租税特別措置等の適用件数の実績が極端に少なく(各年度3件以下)、その直接的な効果につい ての説明が不十分な評価書が見られた。(2件)

《厚労09》生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に 係る特別償却制度の適用期限の延長(法人税)

《国交18》	関西文化学術研究都市建設促進法に基	づいて整備`
される文化	学術研究施設に係る特別償却制度の延っ	長(法人税)

	23年度	24年度	25年度	
適用件数(注)	2 (1)	2 (0)	1 (-)	
適用額 (百万円、注)	10. 2 (1. 1)	6. 5 (O)	0. 1 (—)	
効果・達成目 標の実現状況	本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、 地域経済の柱である生活衛生関係営業の 経営基盤の安定・強化が図られ、企業収 益の改善、国内民間需要の回復、雇用情 勢の改善に寄与してきた。			

	23年度	24年度	25年度
適用件数	3	2	2
適用額 (百万円)	3	2	13. 4
効果・達成目 標の実現状況	これまでに87の研究所用施設が立地し、 さらに交流施設、文化施設等を含めると 121の施設が立地するなど、文化・学術・ 研究の拠点形成に向けて整備が進んでいる。		

租税特別措置等の直接的な効果についての説明が不十分である。

(注) 評価書には、適用件数ではなく、適用外の法人を含む件数が記載されているため、租特透明化法に基づき把握 される情報を括弧書きで記載(25年度は調査未実施)。



適用件数が極端に少ない租税特別措置等に関しては、特にその効果の検証を徹底する必要があることから、これらの評価書に係る租税特別措置等については、目標の達成にどの程度寄与しているのか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要。